

○国土交通省告示第五十七号

タクシ―業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条の二第一項、第二条の三第一項及び第三条第一項並びにタクシ―業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）第三条の二第二項の規定に基づき、タクシ―業務適正化特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

タクシ―業務適正化特別措置施行規程

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、タクシ―業務適正化特別措置法（以下「法」という。）及びタクシ―業務適正化特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域及び特定指定地域）

第二条 法第二条の二第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する地域は、次の表のとおりとする。

名称	札幌地域	仙台地域	さいたま地域	千葉地域	東京地域
地域	北海道の区域のうち、札幌市、江別市、北広島市及び石狩市（厚田区及び浜益区を除く。）の区域	宮城県の区域のうち、仙台市の区域	埼玉県の区域のうち、さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域	千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市の区域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域

<p>大阪地域</p>	<p>京都地域</p>	<p>名古屋地域</p>	<p>横浜地域</p>
<p>大阪府の区域のうち、大阪市、堺市（美原区を除く。）、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域</p>	<p>京都府の区域のうち、京都市（右京区京北を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域</p>	<p>愛知県の区域のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び海部郡の区域</p>	<p>神奈川県<small>の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域</small></p>

神戸地域	<p>兵庫県<small>の区域のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の区域</small></p>
広島地域	<p>広島県<small>の区域のうち、広島市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）を除く。）</small>、廿日市市（玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和、大野、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口東一丁目から三丁目まで、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目から三丁目まで、対巖山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目から六丁目まで、物見東一丁目及び二丁目、物見西一丁目から三丁目まで、上の浜一丁目及び二丁目、下の浜、大野一丁目及び二丁目、大野中央一丁目から五丁目まで、大野原一丁目から四丁目まで、梅原一丁目及び二丁目、塩屋一丁目及び二丁目、沖塩屋一丁目から四丁目まで、林が原一丁目及び二丁目、丸石一丁目から五丁目まで、宮浜温泉一丁目から三丁目まで、八坂一丁目及び二丁目並びに宮島町を除く。）及び安芸郡の区域</p>

名 称	地 域
北九州地域	福岡県の区域のうち、北九州市、中間市及び遠賀郡の区域
福岡地域	福岡県の区域のうち、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、筑紫郡及び粕屋郡の区域
<p>備考 この表において用いられた行政区画又は土地の名称による区域は、平成二十六年一月一日においてその行政区画又は土地の名称による区域として定められていた区域とする。</p>	
<p>2 法第二条の三第一項に基づき国土交通大臣が指定する地域は、前項に規定する東京地域、横浜地域及び大阪地域とする。</p> <p>(単位地域)</p> <p>第三条 法第三条第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する地域は、次の表のとおりとする。</p>	

山形県	秋田県	宮城県B	宮城県A	岩手県	青森県	北海道B	北海道A
山形県全域	秋田県全域	宮城県の区域のうち、宮城県A以外の区域	前条第一項に規定する仙台地域	岩手県全域	青森県全域	北海道の区域のうち、北海道A以外の区域	前条第一項に規定する札幌地域

千葉県B	千葉県A	埼玉県B	埼玉県A	群馬県	栃木県	茨城県	福島県
千葉県の区域のうち、千葉県A以外の区域	前条第一項に規定する千葉地域	埼玉県の区域のうち、埼玉県A以外の区域	前条第一項に規定するさいたま地域	群馬県全域	栃木県全域	茨城県全域	福島県全域

石川県	富山県	新潟県	山梨県	神奈川県B	神奈川県A	東京都B	東京都A
石川県全域	富山県全域	新潟県全域	山梨県全域	神奈川県の区域のうち、神奈川県A以外の区域	前条第一項に規定する横浜地域	東京都の区域のうち、東京都A以外の区域	前条第一項に規定する東京地域

滋賀県	三重県	愛知県B	愛知県A	静岡県	岐阜県	福井県	長野県
滋賀県全域	三重県全域	愛知県の区域のうち、愛知県A以外の区域	前条第一項に規定する名古屋地域	静岡県全域	岐阜県全域	福井県全域	長野県全域

和歌山県	奈良県	兵庫県B	兵庫県A	大阪府B	大阪府A	京都府B	京都府A
和歌山県全域	奈良県全域	兵庫県の区域のうち、兵庫県A以外の区域	前条第一項に規定する神戸地域	大阪府の区域のうち、大阪府A以外の区域	前条第一項に規定する大阪地域	京都府の区域のうち、京都府A以外の区域	前条第一項に規定する京都地域

香川県	徳島県	山口県	広島県B	広島県A	岡山県	島根県	鳥取県
香川県全域	徳島県全域	山口県全域	広島県の区域のうち、広島県A以外の区域	前条第一項に規定する広島地域	岡山県全域	島根県全域	鳥取県全域

熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県C	福岡県B	福岡県A	高知県	愛媛県
熊本県全域	長崎県全域	佐賀県全域	福岡県の区域のうち、福岡県A及び福岡県B以外の区域	前条第一項に規定する福岡地域	前条第一項に規定する北九州地域	高知県全域	愛媛県全域

大分県	大分県全域
宮崎県	宮崎県全域
鹿児島県	鹿児島県全域
沖縄県	沖縄県全域

(添付書類の記載事項)

第四条 施行規則第三条の二第二項の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 講習を実施する単位地域の名称
- 三 講習の実施に関する計画に関する事項であつて、次に掲げるもの（認定の申請に係る単位地域が指定地域として指定されている場合にあつては、へに掲げるものを除く。）
 - イ 講習を実施する組織に関する事項
 - ロ 講師に関する事項

- ハ 講習の実施場所に関する事項
- ニ 講習の科目及びその時間に関する事項
- ホ 講習の日程に関する事項
- ヘ 講習の効果測定に関する事項
- 四 経理的基礎に関する事項
- 五 個人情報管理に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。
(タクシ―業務適正化特別措置法施行規則第三条の二第二項の規定に基づき地方運輸局長に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示の廃止)
- 2 タクシ―業務適正化特別措置法施行規則第三条の二第二項の規定に基づき地方運輸局長に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示(平成二十年国土交通省告示第七百三十七号)は、廃止する。